

第3次豊中市みどりの基本計画策定支援業務特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

本特記仕様書は、豊中市環境部公園みどり推進課が委託する「第3次豊中市みどりの基本計画策定支援業務」（以下「業務」という。）に適用し、業務の内容について必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第2条 管理・担当技術者および管理の実施

- (1)受託者は、業務における管理技術者を定め、業務全般にわたり管理を実施し、品質、内容ともに優秀な成果品を仕上げることに努力しなければならない。
- (2)管理技術者及び担当技術者（1名）は、技術士（建設部門「都市及び地方計画」若しくは建設部門「建設環境」）の資格を有する者でなければならない。
- (3)管理技術者及び担当技術者（1名）は、同種業務（緑の基本計画の策定または改定に関する業務）又は類似業務（グリーンインフラの計画検討に関する業務）の実績を有すること。

第2章 業務内容

第3条 目 的

豊中市では、平成30年(2018年)3月に平成30年度(2018年度)から令和9年度(2027年度)までを計画期間とする第2次豊中市みどりの基本計画を策定し、「まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中」を基本理念に、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を推進してきた。

令和4年度(2022年度)にはみどりの現状把握、それまでの施策等の進行状況の分析から「みどり率・緑被率の低下への対応」、「みどり、公園・緑地に対する満足度の維持・向上」を課題とする計画の中間的な総括を行った。また、令和6年度(2024年度)には自然が有する多様な機能を活用することで、公園みどりの維持管理の質、利用価値の向上とともに多機能化を図り、多様な人々が集まる憩いや賑わいの空間を創出することを目的とした「グリーンインフラによるまちづくり基本方針」を策定した。

これらを踏まえ、現行計画が令和9年度(2027年度)に目標年次を迎えることから、この間の社会情勢や自然環境等の変化及び法制度の改正など、これまでの施策等の効果の検証を踏まえつつ、「グリーンインフラによるまちづくり基本方針」に加え、新たに「生物多様性地域戦略」を包含した形で計画の改定を行うもの。

そこで、業務全般に関して高い専門性と豊富な経験があり、最も適正な企画力、技術力や実施体制をもつ事業者に策定支援業務を委託し、よりよい計画策定を行うことを目的とする。

本業務は、改定作業の1年目として、衛星画像による緑被量調査及び市民アンケート調査による市民意識の把握・分析を行い、みどりの現状分析、また、既存の生物調査結果を踏まえた市内の生物多様性の現状分析・課題整理を行う。それらを総合して現行計画の検証・課題整理を行うとともに、改定骨子案の作成支援を行う。2年目は、計画改定の骨子案、素案を経て、（仮称）第3次豊中市みどりの基本計画（案）を策定、意見公募を実施し公表を行うことの支援を目的とする。

なお、今回の改定は、名称・数値等の事務的な修正、文章表現等の修正、地区概況の変化に伴う部分的な修正などの「軽微な変更」ではなく、生物多様性地域戦略の新規策定を含む「全面的な改定」を行うものとする。

第4条 改定の留意点

本計画の上位計画である「第4次豊中市総合計画」及び「第3次豊中市環境基本計画」、「第4次豊中市総合計画」と関連計画である「第2次豊中市都市計画マスター・プラン」について、同時期に改定を予定していることから、それらの改定内容との整合性を図ることが必要となる。

また、現行の計画策定後に改正された都市緑地法及び都市公園法に基づく、都市公園の整備方針などのみどり関連の事項をすべて勘案するとともに、国土交通省から公表された「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)」(2024年6月)、環境省から公表された「生物多様性国家戦略2023-2030」(2023年3月)及び「生物多様性地域戦略策定の手引き(令和5年度改定版)」(2023年5月)の内容も踏まえ、現行計画の課題整理、改定方針、計画の改定支援に取り組むものとする。

第5条 対象区域

豊中市全域(ただし、作業の過程において必要が生じた場合は、調査範囲を広げるものとする)。

第6条 現況の把握【令和8年度】

(1)みどりの現状分析

本市の広域的な位置づけ、都市の構造的特性及び都市の発展動向、みどりの動向等を整理し、本市の全域を対象として、本市の特性を把握した上で現状分析を行う。

公園緑地及び地域制緑地について、整備、指定の背景、経緯及び整備量の推移などを基に、本市におけるこれまでのみどり政策やその成果を整理する。

都市計画基礎調査や現行計画の策定の際に作成した各種現況資料等の既存の調査を可能な限り活用し、必要に応じて現地踏査を行う。

(2)生物多様性の現状分析

本市において過年度(平成28年度から令和7年度)に実施した生物調査結果(発注者から貸与)を図表等で整理するとともに、地図上に範囲や地点などで示し、地域の環境の現状や傾向がわかるようにする。なお、地図情報はG I Sデータとして整備する。

また、発注者からの提供情報を基に、生物多様性保全に関する施策や市民活動等の実施状況についても整理する。

(3)衛星画像による緑被量調査

緑被量調査は、令和8年夏期における緑被量の調査・解析及び分析・検証を行う。

令和3年夏期に実施した緑被量調査時の調査データと比較して分析・検証を行うため、その調査や分析等に際して、効率的かつ効果的な手法等を検討し、【別紙1】の調査仕様書に基づき、令和3年度と同等以上の精度・内容とした調査等を行うものとする。

第7条 市民アンケート調査による市民意識の把握・分析【令和8年度】

第2次豊中市みどりの基本計画の改定にあたり、みどりに対する満足度、公園緑地や緑化事業等の本市におけるみどりのまちづくりなど、みどりに対する市民の意識・意向を把握するため、市民を対象にアンケート調査を実施し、その内容を分析する。

調査に際しては、【別紙2】の調査仕様書に基づき、統計的に必要な調査量、調査結果の分析手法などを検討し、調査票の設計等を行うものとする。

第8条 改定の方針検討【令和8年度】

(1)スケジュールの検討

令和8年度から令和9年度までの2年間全体の作業項目などを踏まえて、進め方を検討する。

(2)現行の計画・施策の効果の検証

「第2次豊中市みどりの基本計画」（平成30年3月策定）、「第2次豊中市みどりの基本計画・中間総括」（令和4年度実施）を基に、現行計画に基づく施策の進捗・効果の検証と計画の総括を行う。

検証に際しては、緑被量調査及び市民アンケート調査の結果を活用し、新たな検証方法について検討する。

(3)課題整理及び改定方針の検討

(2)の現行計画の効果の検証結果を踏まえ、令和6年度に策定した「グリーンインフラによるまちづくり方針」等関連施策との連携を図りながら、計画の改定に向けた課題を整理する。

また、第3条から第8条(2)までに整理した内容を踏まえ、都市における良好な生活環境を形成するための課題整理、生物多様性を保全するための課題整理を行い、改定の方向性やその方針について検討する。

(4)多様な主体との連携に関する施策の展開方策の検討

他部局、民間企業やNPO法人、住民等の多様な主体との連携を目指し、ヒアリング等により連携候補先の需要を把握したうえで、施策の展開方策を検討する。

第9条（仮称）第3次豊中市みどりの基本計画改定素案等の作成支援【令和8～9年度】

(1)改定骨子案の作成支援【令和8年度】

国・府におけるみどりに関する最近の動向や今後の展望を勘案し、新計画に盛り込むべき新しい視点について検討を行うとともに、下記の項目に対する考え方などを盛り込み改定の方向性を定める（仮称）「第3次豊中市みどりの基本計画」の骨子案の作成を支援する。

*計画の基本方針

*緑地の保全及び緑化の目標

*緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

*都市公園の整備方針に関する事項

*生物多様性保全の目標及び方針に関する事項

*緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項

*特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項

*重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全に関する事項

*緑化地域における緑化の推進に関する事項

*計画の運用や評価等を行うための進行管理

(2)改定素案の作成支援【令和9年度】

(1)で作成した骨子案に基づき、現行計画から反映させる項目や新たな視点に基づき記載する項目の内容を規定し、（仮称）「第3次豊中市みどりの基本計画」の改定素案の作成を支援する。

(3)計画の製版【令和9年度】

写真やイラスト等も用いながら、文章や図表等の表現をわかりやすく工夫するとともに、表紙・裏表紙を含めた全体デザインを整理し、計画の本編（A4判で70ページ程度）として作成する。また、本編の内容を補足する資料編（A4判で20ページ程度）、本編の内容を簡潔に整理した概要版（A4判で4～8ページ程度）についても同様に作成する。

第10条 環境審議会等の意見の反映【令和8～9年度】

環境審議会等において、（仮称）「第3次豊中市みどりの基本計画」の内容を審議するため、委託者が提供する審議内容を協議のうえ、改定素案に反映するものとする。環境審議会における審議は、令和8年度4回、令和9年度4回を想定する。

第11条 市民意見の反映【令和9年度】

(仮称)「第3次豊中市みどりの基本計画」の計画案のパブリックコメントを実施するにあたり、委託者が提供する実施結果を協議のうえ、計画素案に反映するものとする。

第12条 打合せ協議【令和8～9年度】

本業務の進捗に応じて、適宜業務内容について報告及び打合せを行うものとする。また、下記のとおり、本市の会議室等において、対面での打合せ協議を行うものとする。

【以下、年度単位とする】

- (1) 対面での打合せ協議は、業務着手時（初回）、中間（2回程度）、業務完了時（納品時）に行う。
- (2) 業務着手時（初回）及び業務完了時（納品時）には、管理技術者が立ち会う。
- (3) 打合せ協議の記録他

第3章 成果品

第13条 成果品提出

受託者は以下の成果品を履行期限までに提出するものとする。また、成果品作成に関連した資料についても、併せて提出するものとする。

なお、電子データのファイル形式は「シェイプ形式(GIS)」、「マイクロソフト社・ワード又はエクセル」とし、これら電子データがすべて本市にて処理及び加工、修正が可能な状態で納品する。また、データを図面化するにあたっては、本市が所管する、豊中市地図情報システム(GIS)及び本市提供データを基に、本市にて加工可能な複合図として作成する。

【令和8年度】

項目	内 容	提出物
業務報告書	令和8年度みどりの基本計画改定検討報告書	紙媒体 A4判2部
	(仮称)「第3次豊中市みどりの基本計画」骨子案	
	参考資料及び議事録	
緑被量調査	①緑被量調査報告書	電子媒体 CD-R又はDVD-R
	②みどりの現況カルテ	
	③緑被量分布図 ※シェイプ形式 (GIS)	
	④衛星画像	
市民意識調査	①調査票（依頼状・記入要領等含む）	
	②市民アンケート調査報告書	
	③調査の集計表と分析に関する資料	

【令和9年度】

項目	内 容	提出物
業務報告書	令和9年度みどりの基本計画改定検討報告書	紙媒体 A4判2部
	参考資料及び議事録	
(仮称)「第3次豊中市みどりの基本計画」	本編（A4判70ページ程度）	電子媒体 CD-R又はDVD-R 正副2部
	資料編（A4判20ページ程度）	

	概要版（A4判4~8ページ程度）	印刷部数については下記の通り
--	------------------	----------------

【印刷製本】

(仮称)「第3次豊中市みどりの基本計画」本編・資料編 A4判無線綴じ製本 50部
(仮称)「第3次豊中市みどりの基本計画」概要版 A4判中綴じ製本 150部

提出期限：打合せ協議により定める日

緑被量調査仕様書

1. 使用する衛星画像

①撮影期間

令和3年7月から8月（新規観測）

②プロダクト種別

標準製品／オルソ補正済／4バンドパンシャープン

③解像度

40cm 以下

④その他

ビット数：16bit

地図投影法：UTM

測地系：WGS84

ファイル形式：GeoTIFF L.0

2. みどりの現況調査・解析

①緑被量調査

衛星画像撮影で得られたデータ等を用いて、樹木・樹林地、草地・芝地、農地、裸地、水面、屋上緑化等を判別し、緑被量分布図を作成する。GIS上で画像のリサンプリングを行う場合は、三次畳込み挿法を使用する。また、以下の単位（GISのshpデータを提供）毎に緑被量の集計を行うとともに、緑被率を算出し、みどりの現況カルテを作成する。

ア. 市域全体

豊中市域全体の集計を行う。

イ. 地域別（都市計画マスターplan地区別）

豊中市全域の傾向、地域ごとの差を調べるため、北部、北東部、中北部、中部、西部、東部、南部の7地域に分類し、集計を行う。

ウ. 用途地域別

1994年の都市計画法の改正による、「第一種低層住居専用地域」「第二種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第二種中高層住居専用地域」「第一種住居地域」「第二種住居地域」「準住居地域」「近隣商業地域」「商業地域」「準工業地域」「工業地域」及び「無指定地」の12の用途地域別に集計を行う。

エ. 風致地区別

「東豊中風致地区」「大石塚風致地区」「稻荷山風致地区」「服部風致地区」の4つの風致地区について集計を行う。

オ. 公有地・民有地別

公有地と民有地について集計を行う。

なお、令和3年度の中間総括時に実施した小学校区別（校区数：41 小学校区）の集計は行わないものとする。

②現地踏査

衛星画像撮影で得られたデータで、判別が難しい箇所については、現地調査などの手法により判別するものとする。

3. 分析・検証

①緑被量調査の単位毎の分析・検証を行う。

②本調査と過去の調査データを比較し、みどりの変容について分析・検証を行う。

市民アンケート調査仕様書

1. 調査対象

15歳以上の豊中市民（中学生は除く）

2. 調査期間

20日間以内

3. 内容

(1)調査票等の作成

都市計画マスターplan、環境基本計画、豊中市市民意識調査等において行われたアンケート調査の内容を踏まえて、調査票の質問項目等を検討し、デザイン、レイアウトを含めて原案の作成を行う（依頼状・記入要領等含む。また、調査票は、回答者が理解しやすく、本調査に関心を持たせる工夫を盛り込んだ内容とする）。なお、回答はウェブサイト上でも入力できるように設定する。

(2)調査票等の印刷

調査票等の印刷を行う。

(3)調査票の送付（封入、封緘、宛名シール貼り、発送、開封等）

- ・調査票及び返信用封筒の発送準備を行う。

なお、アンケート対象者は発注者が抽出を行い、宛名シールを作成の上、調査票送付用封筒とともに受注者に提供する。

（4,400通、調査票送付用封筒：定形外、返信用封筒：定形）

なお、返信用封筒及び調査票送付、返送に係る郵送料は受託者負担とする。

- ・調査票は受託者が回収し、開封する。

(4)調査の集計と分析等

- ・調査結果の入力・集計作業を行う。
- ・入力が完了した調査データ（調査票等）及び分析に関する資料を発注者へ提出する。
- ・集計資料の表現については、適宜図表などを用いて分かりやすくするとともに、自由記述がある場合は、分析等を行う。
- ・集計と分析及びその考察の結果をとりまとめ、調査報告書を作成する。

4. 調査に要する消耗品等の経費

受託者は業務を遂行するにあたり、所要の消耗品等を準備し、それに伴う経費を負担するものとする。

5. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

6. その他

本調査にあたっては、回収率等を考慮し、調査方法（配布、回収方法等）や調査内容等について十分に検討し、有効かつ効果的な手法により行うものとする。